

計画作成年度	平成24年度
計画主体	静岡県裾野市

裾野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 裾野市産業部農林振興課
所在地 〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059番地
電話番号 055-995-1824
FAX番号 055-995-1864
メールアドレス nourin@city.susono.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン
計画期間	平成24年度～平成26年度
対象地域	裾野市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成23年度）

①農林産物関係

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	稲(水稻)	67	335
	野菜	67	231
	豆類	8	20
	その他	3	20
	小計	145	606
イノシシ	野菜(タケノコを含む)	59	375
	芋類(サツマイモ、サトイモ、ジャガイモ)	30	135
	稲(水稻)	4	15
	果樹	4	13
	小計	97	538
ニホンザル	野菜(トウモロコシ等)	57	147
	果樹	2	10
	小計	59	157
ハクビシン	野菜	10	23

②農林産物以外の被害（参考）

鳥獣の種類	被害の現状		
	被害の内容	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	ゴルフ場芝生の踏み荒し及び食害 別荘地侵入(花壇植物食害等) 工場施設侵入	88	255
イノシシ	ゴルフ場等の掘り起こし害	40	550
ニホンザル	被害としては表されないものの、民家近くへの出没による生活環境への影響がある	—	—
ハクビシン	生活環境被害 (屋根裏等侵入・糞害等)	1.5	7

(2) 被害の傾向

裾野市内における鳥獣被害で主なものは、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシンによるものであり、農作物の食害、田畑や山林の掘り起こし、踏み荒し等の被害が見られる。

農作物以外でも、別荘地や集落への出没、花壇花の食害、踏み荒し被害が頻発しており、農家だけの問題にとどまるものではない。

また、市内には別荘地やゴルフ場、行楽施設、国有林、鳥獣保護区、演習場などが散在しており、対策を取りにくくしている一因となっている。

①ニホンジカ

ニホンジカについては、当市の属する富士山南麓地域でも生息数や被害の急増が指摘されており、静岡県においても平成24年4月1日付けで県内全域を対象とした特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第3期）を施行したところである。

当市にあっても愛鷹山から富士山南麓側にかけての帯で、年間を通じて農作物の食害・踏み荒し被害がある。

農作物以外の深刻な問題として、車両との衝突による交通事故がある。

裾野市猟友会に委託している事故死体（シカ等の大型獣）の処理数だけでも、直近の3年間で、平成21年度が21頭、平成22年度が46頭、平成23年度が45頭であり、多発傾向にある。その大半が夕方から翌朝にかけての国道469号以北で発生している。

須山から十里木（別荘地）一帯にかけては年間を通じて出没し、庭の草花や稲、そば、野菜類等の食害が深刻になっている。夕方以降から翌朝にかけて、周辺の遊園地、ゴルフ場、クレー射撃場などの開けた場所では多数の群れとなっていることも多い。

富岡地区・西地区の愛鷹山側でも稲、野菜、タケノコ類の食害が発生している。近年では葛山・千福・千福が丘・大畑・富沢など、より南側の集落でも被害が増えつつあり、被害の拡大が懸念される。

市内東側（箱根山側）では、ニホンジカは箱根山の比較的標高の高い地域を中心に生息していると見られ、比較的被害は少ないものの、近年は集落近くでも目撃・被害情報が寄せられている。生息域が徐々に集落に近づいている傾向が見られるため、今後の動向に注意を要する。

②イノシシ

市内全域（東側の箱根山麓、西側の愛鷹山麓一帯）に生息しており、春先のタケノコ、夏から秋にかけてのイモ類（サツマイモ、サトイモ、ジャガイモ）を中心とした野菜の食害のほか、田畑の踏み荒し被害が深刻になっている。

農業者は高齢者が多く、経営規模も自給的・小規模のものが大半であり、費用対効果や労力の関係で防護柵等の自衛手段がとられていない農地が多い。

農作物以外ではゴルフ場のコース芝生が広範囲にわたり掘り起こされる被害が度々発生しており、大きな損害を及ぼしている。

③ニホンザル

市内西側の愛鷹山麓にはもともと野生ザルが生息しており、富岡地区・西地区の愛鷹山に近い集落は緩衝地帯がほとんどないこともあり、日常生活の中で頻繁に目撃されている。離れザルが市の中心部に出没することも珍しくない。

付近の住民の話によると、近年は10頭～15頭程度の中小規模の群れが複数存在していると見られ、野菜・果物の食害のほか、民家への侵入住民への威嚇等の生活環境被害を与えている。千福や葛山付近に出没する群れは、近くの佐野川に沿って移動している様子も伺える。

生息地付近には新東名が開通し、彼らの生活環境に変化を与える可能性もあるため、今後の出沒傾向等に注意を要する。

④ハクビシン

夏から秋にかけて、トウモロコシ等の野菜類、イチゴ等果物の食害がみられるほか、民家の屋根裏への侵入による生活環境被害も見受けられる。農作物の被害額として把握しているものは少ないが、市内全域で出沒情報があり、あわせて被害防止に努める必要があると思われる。

(3) 被害の軽減目標

①農林産物

指標	現状値（平成23年度）		目標値（平成26年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）
ニホンジカ	606	145	424	101
イノシシ	538	97	376	67
ニホンザル	157	59	109	41
ハクビシン	23	10	16	7

②農林産物以外（参考）

指標	現状値（平成23年度）		目標値（平成26年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）
ニホンジカ	255	88	178	61
イノシシ	550	40	385	28
ニホンザル	—	—	—	—
ハクビシン	7	1.5	4	1

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>毎年、裾野市猟友会に有害鳥獣捕獲隊員を選抜してもらい、銃による有害鳥獣捕獲活動を実施しており、市からも補助金を支出している。</p> <p>裾野市猟友会に委託している事業は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害獣捕獲先発隊委託（サルの追い払い、捕獲、情報収集等） ・有害鳥獣パトロール委託 ・死亡鳥獣処理委託（シカ等の交通事故処理） <p>離れザルや小動物については、市の担当職員がはこわなを設置し対応している。</p>	<p>現在の有害鳥獣捕獲の担い手は裾野市猟友会であり、銃猟を中心としているが、会員の減少・高齢化が進んでおり、銃所持者の減少も進むと想定される。</p> <p>また、富士山麓側は市域が狭いことや自衛隊演習場内での捕獲が制限されていることから、追い込みを行っても、演習場や別荘地、鳥獣保護区等へ逃げ込まれてしまうケースが多い。このため効率的な追い込みができず捕獲効率が悪い。</p>
防護柵等の設置に関する取組	<p>市では、予算の範囲内で農家が自己防衛のために設置する防護柵の原材料にかかる経費の一部（原材料費にかかる経費の1/2、上限45,000円）を補助している。</p> <p>平成23年度の申請件数は6件、補助金合計額は223,000円である。</p>	<p>市内では高齢の農業者が多く、小規模、自給的農家が大半であることから、経費や労力のかかる防護柵の設置が進まず、自衛策を講じずに猟友会の有害鳥獣捕獲に頼る傾向が見られる。</p> <p>防護柵についても農家個人の自衛手段にとどまり、集落や地域ぐるみで検討するまでに至っていない。</p>

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・裾野市猟友会に支出している補助金（育成費・有害鳥獣捕獲費）及び委託事業は継続し、引き続き有害捕獲の担い手組織を支援していくが、限られた予算を有効に活用できるよう、内容面で充実させていく。 ・有害鳥獣捕獲活動については、富士山南麓地域及び東部地域の市町との連携を図りながら効率的に実施する。 ・わな免許の取得促進、及びわなによる捕獲活動の推進を図る。 ・静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザーや市職員による出前講座のメニューを設け地域住民に鳥獣被害の現状や鳥獣害対策の必要性を学んでもらい、集落単位で自発的に鳥獣害対策に取り組む環境を醸成する。 ・防護柵の設置については、今までは農家の自衛的な取組みによるものがほとんどであったため、地域ぐるみの取り組みへと発展させる。 <p>これらの生息環境対策、予防対策及び捕獲対策による被害防止対策を講じることにより、対象鳥獣の平成23年度における農林産物の被害現状値（被害面積311a、被害金額1,324千円）に対して、平成26年度の被害目標値を30%減に設定し、被害面積216a、被害金額925千円とする。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

裾野市猟友会（市内5分会で構成）の各分会長を通じ、毎年有害鳥獣捕獲隊を選抜してもらい、市や地域住民の要請に応じ、有害鳥獣捕獲許可申請の手続きを行って銃による捕獲活動を実施している。毎年の選抜者数は45名前後である。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン	①近隣市町との連携による一斉捕獲の推進（わなの活用推進） ②農作物の収穫残さ、放任果樹等の適正な処理 ③わな免許および静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー資格取得を促進する。
25	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン	①近隣市町との連携による一斉捕獲の推進（わなの活用推進） ②農作物の収穫残さ、放任果樹等の適正な処理 ③防護柵の設置検討・促進 ④鳥獣害対策の勉強会・講習会等により、地域住民に鳥獣害対策の必要性を理解してもらう。
26	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン	①近隣市町との連携による一斉捕獲の推進（わなの活用推進） ②農作物の収穫残さ、放任果樹等の適正な処理 ③防護柵の設置促進及び適正な管理指導（草刈等） ④鳥獣害対策の勉強会・講習会等により、地域住民に鳥獣害対策の必要性を理解してもらう。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

裾野市における直近3年間の対象鳥獣の有害捕獲数は次のとおりであり、これら過去の有害捕獲実績と、静岡県第11次鳥獣保護事業計画（平成24年4月）の内容を踏まえ、被害実態にあわせた適正な捕獲を実施する。

※直近3年間の有害捕獲実績

単位：頭

	H21	H22	H23
ニホンジカ	66	103	99
イノシシ	6	16	1
ニホンザル	3	2	2
ハクビシン	0	0	2

①ニホンジカ 過去の捕獲実績及び静岡県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第3期）に基づく捕獲目標を勘案して設定する。
②イノシシ 年度によって捕獲実績に差があるが、今まで銃による捕獲活動が主であったため、わな捕獲を組み合わせることで捕獲数を増やせる余地があり、概ね年10～15頭の捕獲目標とする。
③ニホンザル 行動範囲が広く捕獲が難しい獣種であるが、追い払い活動を含め実施し、過去の捕獲実績に基づき、年3～4頭を捕獲目標とする。
④ハクビシン 過去の捕獲実績に基づき、年3～5頭を捕獲目標とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	24年度	25年度	26年度
ニホンジカ	124	130	130
イノシシ	10	10	15
ニホンザル	3	3	4
ハクビシン	3	5	5

捕獲等の取組内容
野生鳥獣の捕獲については、裾野市猟友会の協力の下、有害捕獲及び狩猟による個体数調整に取り組む。 ニホンジカについては、静岡県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第3期）に基づく管理捕獲も計画されていることから、周辺市町及び関係機関と連携することで効率的な捕獲による目標達成に努めることとする。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
裾野市全域	対象鳥獣については権限委譲済みである

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	24年度	25年度	26年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン	農家の自衛のための防護柵設置費用の一部を補助する。（電気柵等）	・農家の自衛のための防護柵設置費用の一部を補助する。（電気柵等） ・地域住民から防護柵等の要望があれば調査する。	・農家の自衛のための防護柵設置費用の一部を補助する。（電気柵等） ・地域住民の連携を推進し、必要に応じて国・県の補助事業を活用する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン	裾野市猟友会によるパトロール、山側への追い払いを兼ねた駆除活動の継続
25	同上	同上
26	同上	同上

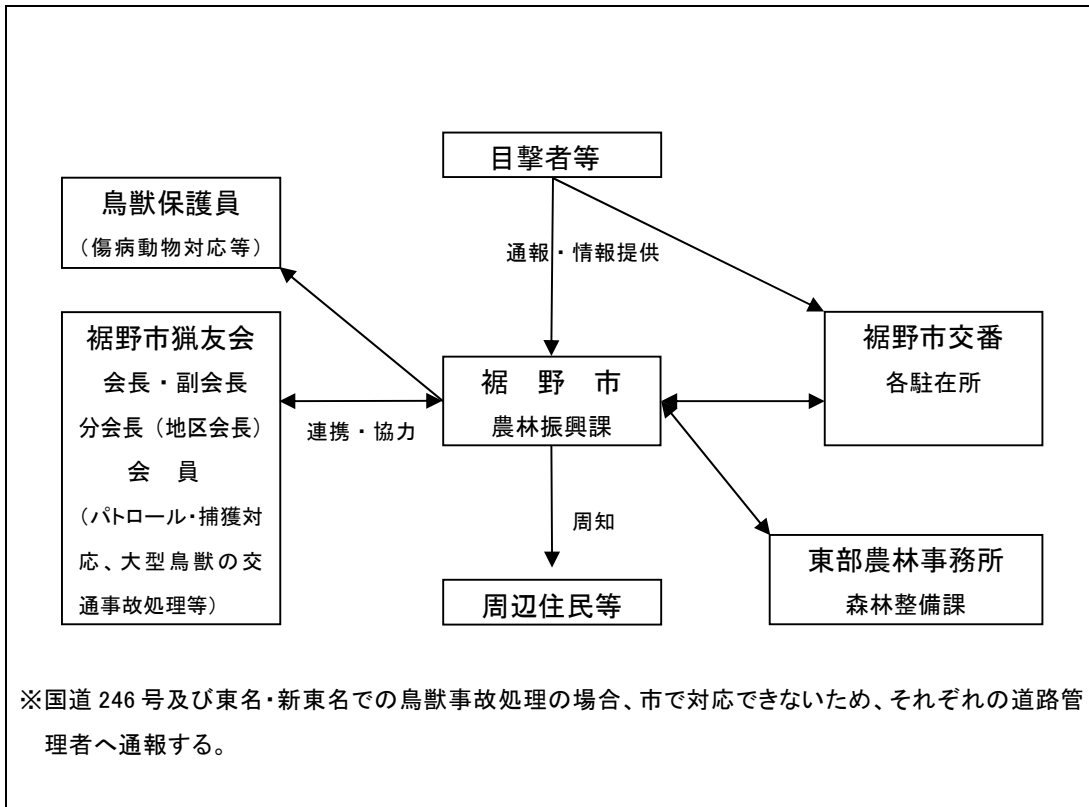
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
裾野市 (農林振興課)	関係機関への連絡、市広報無線等を活用し住民への周知に努めるとともに、裾野市猟友会等と協力して警戒に当たる。
裾野市猟友会	緊急時における連絡網を整備しておき、市とともに休日・夜間にも対応できる体制を整えておく。 市の要請に応じ、協力して被害拡大防止のためのパトロール、追い払い、捕獲活動に当たる。
裾野市交番 (平成25年度に裾野警察署が新設予定)	交通事故による道路上の死亡鳥獣への対処方法及び緊急時の連絡体制について、あらかじめ市と確認しておく。 市から要請があった場合は適切な指示を行うとともに、協力して被害の拡大防止及び安全確保に努める。
東部農林事務所 (森林整備課)	緊急時等、市で対処が難しく支援を求められた場合に、対処法や手続面での支援・指導を行うとともに、関係機関と調整しながら協力して問題解決に当たる。

※通常時の連絡体制が基本になっているが、当市では、過去に噛み付きザル被害に対応するため「裾野市野猿危機管理対策本部」を設置した経験があり、これらを参考にしながら、緊急時や被害・危険性が深刻な場合の危機管理体制については更に検討していくこととする。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	(仮) 裾野市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
裾野市（農林振興課）	事務局を担当し、構成団体間の連携・情報の共有化を図る。
南駿農業協同組合（北部地区営農経済センター）	被害情報の収集・農業者への被害防止対策等の技術指導を行う。
裾野市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲等の実施を行う。
静岡県鳥獣保護員（裾野市担当）	鳥獣被害調査・捕獲に関する助言・傷病鳥獣の保護
静岡県東部農林事務所	有害鳥獣関連情報・被害時防止技術・鳥獣特措法関連情報の提供を行う。
裾野市農業委員会	情報提供と被害防止対策への協力
裾野市森林組合	情報提供と被害防止対策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県森林・林業研究センター	東部～富士山南麓地域に生息する野生鳥獣の特徴や生息状況、対応策について、必要に応じ助言・指導を受ける。
静岡森林管理署	必要に応じ、国有林内における鳥獣被害及び林業被害に関する情報提供等を受ける。
富士山麓鳥獣被害対策会議 (裾野市、富士市、富士宮市、御殿場市、 小山町、長泉町)	富士山南麓地域におけるニホンジカ対策への連携・情報交換等
東部地域鳥獣被害対策協議会	東部地域における鳥獣害対策への連携・情報交換等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在は市から裾野市猟友会に補助金を出し、年間を通じて有害鳥獣捕獲を推進してもらう体制を取っており、当面は現在の体制を維持していく。

実施隊設置には条例制定や予算措置等が必要になるが、設置により受けられる政策上の優遇面等もあることから、検討を要する課題である。

当市では長年にわたり裾野市猟友会が有害捕獲を実施している。実施隊を組織する場合には事前に十分な説明を行い、意見を求めるとともに、隊員の選出等においても調整を図る必要がある。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町の被害対策協議会とも情報を共有し、連携できる体制を目指す。

ニホンジカの捕獲については、静岡県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第3期）に基づき、東部・富土地域と連携しながら被害防止に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、自家消費もしくは埋設、焼却処分としているが、今後は捕獲数の増加に対応できる埋設地を検討する必要があると思われる。

またニホンジカ、イノシシについては、獣肉を地域資源としての有効活用ができないか、近隣市町とともに検討していく必要がある。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

出前講座による担当職員派遣や静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー等を活用した研修会・勉強会等を企画する。

防護柵及びわな購入に関し、各種補助事業を活用し捕獲推進を図る。

防護柵の設置、未収穫野菜の残さや放任果樹の除去、草刈による緩衝帯確保等、住民が主体となった鳥獣害対策が実施できるようアプローチしていく。